

議案第87号

地域振興局及び支庁設置条例の一部を改正する条例制定の件

地域振興局及び支庁設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

地域振興局及び支庁設置条例の一部を改正する条例

地域振興局及び支庁設置条例（平成18年鹿児島県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表南薩地域振興局の項位置の欄中「南さつま市」を「南九州市」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

南薩地域振興局を移転するため、所要の改正をしようとするものである。